

(受理番号) 7-6	(受理年月日) 令和7年6月9日
件名 要旨	請 願
	<p> 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について </p> <p> 私達は日本国憲法と世界人権宣言を指針として、人権と権利を守るボランティア団体である。えん罪被害者に寄り添い、「無実の人は無罪に！」と運動をしている。 </p> <p> ご承知のように、静岡県・清水市（当時）で起きた一家4人殺害事件の犯人とされ、死刑が確定していた袴田巖さん（88歳）が昨年9月26日、無罪判決を勝ち取った。再審請求を始めてから43年以上の歳月を要した。また、昨年10月23日、福井女子中学生殺人事件で犯人とされ服役を終えてから再審請求していた前川彰司さん（59歳）の再審開始が決まった。事件発生から38年、再審請求を始めてから20年かかった。このように気の遠くなるような長い年月、自由や人としての尊厳も奪われ、家族や親しい人たちとも切り離されたまま、取り返しようなない歳月を人生から刻み取られた果てに、無罪になったとして果たして救済といえるのか。 </p> <p> 間違った裁判で有罪判決が確定した人のため裁判をやり直す「再審」は、無実の人を救済する最後の手段である。私たちは、弁護士会や多くの著名人と共に「刑事訴訟法の再審規定」（再審法）の改正のため運動を進めている。また、国会では超党派議員連盟が再審法改正実現をめざしている。マスコミでも大きく報道され、再審法改正の機運は高まっている。 </p> <p> 以上のことから、無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、以下のとおり「刑事訴訟法の再審規定」（再審法）の改正を求める意見書を地方自治法第99条の規定により関係機関に提出されるよう請願する。 </p> <ol style="list-style-type: none"> 1 刑事訴訟法における再審手続について、証拠開示に関する規定を設けること。 2 刑事訴訟法の改正に当たっては、再審手続における検察官による不服申し立ての在り方についても検討すること。 3 再審における手続を整備すること。